

# 自動車税・自動車取得税申告書に添付する 住民票の取扱いについて

自動車税・自動車取得税申告書に添付する書類について、平成28年4月1日から住民票の取扱いを下記のとおり変更します。

これまでの住民票に加え、住民票のコピー、印鑑登録証明書またはそのコピー、運転免許証のコピーでも可となります。  
ご承知いただきますようお願い申し上げます。

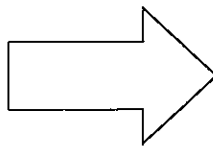
## 記

申告書に添付する書類は、次の(1)から(3)のいずれかの書類となります。

平成28年3月31日まで

平成28年4月1日以降

住民票の抄本  
(法人にあっては、登記簿の謄本)



- |   |
|---|
| (1) 住民票(マイナンバーの記載のないもの)<br>または<br>そのコピー                 |
| (2) 印鑑登録証明書<br>または<br>そのコピー<br>(法人にあっては、登記事項証明書又はそのコピー) |
| (3) 運転免許証のコピー   |